

# 掲 示 用

長野市公告第 109号

## 認可地縁団体が所有する不動産の移転登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の38第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転に係る公告申請書がありましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 17 日

長野市長 荻 原 健 司

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - (1) 名称 平柴区
  - (2) 区域 長野市大字平柴のうち字朝日新田並びに66番 2、67番 1、69番 2、70番、1685番 2、1698番、1699番、1702番 2、1708番、1712番を除く全域  
長野市大字小柴見 304番 3、445番、447番 2、448番、448番 1、451番、455番、456番、457番、457番 2、458番 1、458番イ  
長野市平柴台19番、125番
  - (3) 主たる事務所 長野市大字平柴1418番地ロ
- 2 申請不動産
  - (1) 土地

地目	面積	所在地
墓地	89㎡	長野市大字平柴字中組1420番
  - (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
石田 とり 外 6 名 住所不明
- 3 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 公告期間  
令和 6 年 4 月 17 日から令和 6 年 7 月 16 日まで
- 5 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を長野市長に提出すること。
- 6 異議申出書等提出先  
長野市役所 地域・市民生活部 地域活動支援課 都市内分権担当